

# (案)

## 「幕張新都心モビリティコンソーシアム」の公表について

令和3年●月●日

幕張新都心モビリティコンソーシアム事務局

幕張新都心モビリティコンソーシアムの下に設置する総会、ワーキンググループ及び幹事会（以下「総会等」という。）の公表について以下のとおり定める。

### 1 総会等の公表

- (1) 総会等は、原則非公開とし、総会等の終了後、速やかに会議資料を公表するとともに、総会等の議事要旨を作成し、これを公表する。
- (2) 会議資料の公表が、コンソーシアムの事業の推進に重大な支障を及ぼす恐れがある場合又は、企業の機密事項が含まれる場合は、事務局又は当該企業の申し出により、当該資料の全部又は一部を非公表とすることができる。

### 2 公表に当たっての留意事項

総会等の出席者は、前項の規定により公表された範囲を超えて、会議の内容等を対外的に明らかにしてはならない。ただし、自らの発言についてはこの限りではない。

### 3 公表方法

会議資料、議事要旨の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。